

## 八幡市の給与・定員管理等について

## (1) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

## ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国家公務員の給与の改定等に準じて、給料表の水準を平均で2%引下げ。給料表の改定に伴い、改正後に受ける給料月額が改正前に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置として給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給しています。平成28年度の給与改定後は平成28年4月に遡及し、給料表の水準を平均で0.2%引き上げています。

## ②地域手当の見直し

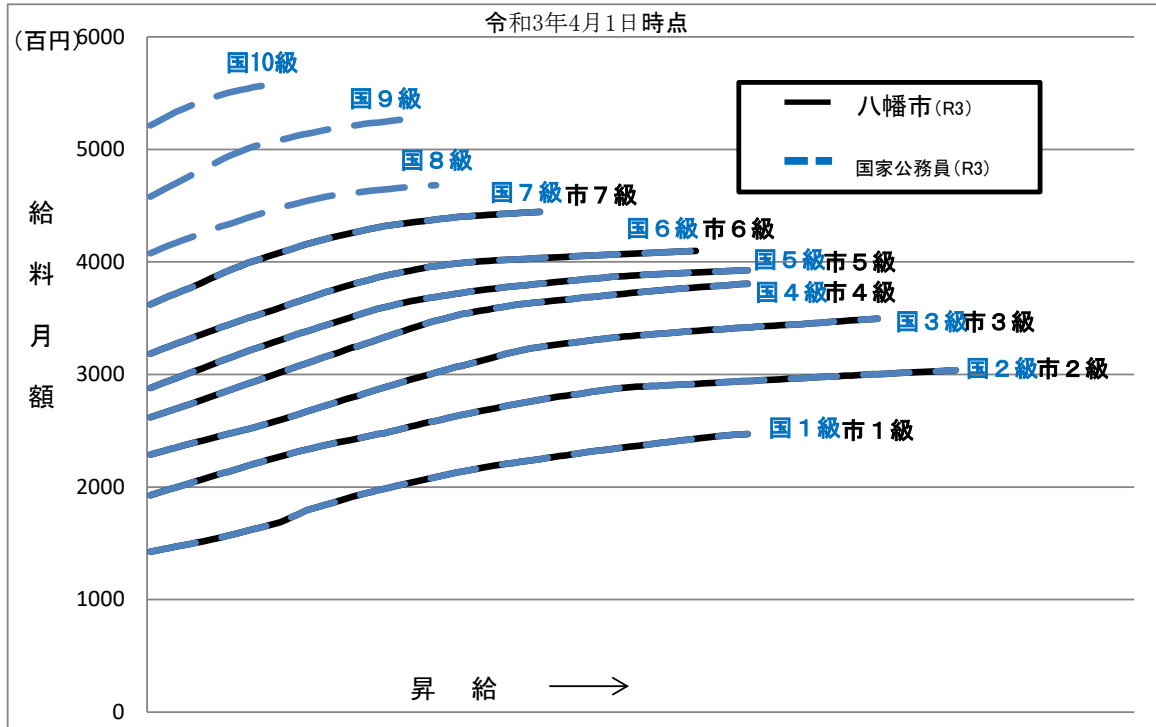
(支給割合) 国基準6%に対し、本市においても6%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施しています。段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日からは6%を支給しています。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
八幡市の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

## (2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八幡市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				○
活用予定時期				未定

(4) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	382	388	389	386	392	391	9 ( 2.4%)
教育	85	79	81	77	77	77	△8 (△9.4%)
消防	69	68	71	77	81	81	12 ( 17.4%)
普通会計計	536	535	541	540	550	549	13 ( 2.4%)
公営企業等会計計	59	60	60	60	61	60	1 ( 1.7%)
総合計	595	595	601	600	611	609	14 ( 2.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現 状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			A/B	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
八 幡 市	清掃職員	30 人	43.7 歳	293,500 円	371,433 円	325,560 円	廃棄物処理 業従業員	46.6 歳	304,600 円	1.22
	学校給食	11 人	40.2 歳	232,300 円	272,136 円	261,836 円	調 理 師	43.8 歳	256,300 円	1.06
	用 務 員	3 人	50.7 歳	333,700 円	366,867 円	364,867 円	用 務 員	50.3 歳	235,200 円	1.56
	そ の 他	6 人	48.8 歳	296,100 円	341,517 円	327,317 円	-	-	-	-
	計	50 人	43.9 歳	282,800 円	345,786 円	314,156 円	-	-	-	-
京都府	142 人	56.8 歳	358,070 円	404,127 円	389,303 円	-	-	-	-	
国	2,201 人	50.9 歳	286,947 円	-	328,603 円	-	-	-	-	
類似団体	21 人	51.9 歳	311,873 円	339,933 円	327,337 円	-	-	-	-	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)  
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

#### (2) 職種ごとの年齢別職員構成の状況

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
清掃職員	0	2	5	3	2	0	0	0	7	4	7	0	30
学校給食	0	0	0	1	1	3	3	2	1	0	0	0	11
用 務 員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
そ の 他	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	0	6
計	0	2	5	4	3	3	6	3	10	5	9	0	50

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

平成25年4月1日から、国の技能労務職に適用する行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用しています。

#### イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当等を、それぞれ該当者に支給しています。

#### ウ 昇給基準

本市の一般事務職と同様に、毎年4月1日に、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。この標準の昇給の号給数から、4月1日前1年間に病気休暇が30日を超える者、欠勤がある者、懲戒処分を受けた者等の昇給の号給数を調整します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、民間の類似職種従事者や国、府における同種の職種に従事する職員の給与等を参考としつつ、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

なお、技能労務職員については平成12年度以降、退職者不補充を継続してきましたが、今後も保育園・小学校調理員など正規職員配置基準がある場合の必要最低限の補充等を除き、人員の不足分は会計年度任用職員、定年退職者の再任用、民間委託等に対応します。

## 3 具体的な取組内容

本市の技能労務職の給料表については、平成24年度までは一般事務職と同じ国の行政職俸給表(一)に準じたものを適用していましたが、条例改正により平成25年4月1日からは、職務の級1級から5級で構成する国の技能労務職用の給料表である行政職俸給表(二)に相当する給料表へ移行しています。